

住居確保給付金について

1 支給対象者

支給申請時に、次の（１）から（８）のいずれにも該当される方

- (1) 離職後（自営業廃業を含む）2年以内であって、65歳未満の方
※離職時の雇用形態（常用、日雇い）、離職理由（事業主都合、自己都合）は問いません。
- (2) 住宅を喪失している方、または、喪失するおそれがある方
※持ち家の方は対象になりません。
※生活保護を受給している方も対象になりません。
- (3) 離職前に、主たる生計維持者であった方
※離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含まれます。
- (4) ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職をめざし、求職活動を行う方
※常用就職とは、「期間の定めがない労働契約、または、6か月以上の労働契約による就職」をいいます。
- (5) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（以下、申請者等という）の収入の合計額について、世帯人数に応じた、下記のア～コの収入基準額を満たしている方

ア	単身世帯：125,000円 以下 (基準額 84,000円 + 家賃上限額 41,000円 以下)
イ	2人世帯：179,000円 以下 (基準額 130,000円 + 家賃上限額 49,000円 以下)
ウ	3人世帯：225,000円 以下 (基準額 172,000円 + 家賃上限額 53,000円 以下)
エ	4人世帯：267,000円 以下 (基準額 214,000円 + 家賃上限額 53,000円 以下)
オ	5人世帯：308,000円 以下 (基準額 255,000円 + 家賃上限額 53,000円 以下)
カ	6人世帯：354,000円 以下 (基準額 297,000円 + 家賃上限額 57,000円 以下)
キ	7人世帯：398,000円 以下 (基準額 334,000円 + 家賃上限額 64,000円 以下)
ク	8人世帯：434,000円 以下 (基準額 370,000円 + 家賃上限額 64,000円 以下)
ケ	9人世帯：471,000円 以下 (基準額 407,000円 + 家賃上限額 64,000円 以下)
コ	10人世帯：507,000円 以下 (基準額 443,000円 + 家賃上限額 64,000円 以下)

※11人世帯以上の収入基準額については省略しています。

※ここでいう収入とは、雇用保険失業等給付、年金等の公的給付、児童扶養手当等各種手当も含まれます。借入金や未成年かつ就学中（大学等の夜間学部、高等学校の夜間等の定時制課程の方は対象外）のお子さんの収入については、ここでいう収入には含まれません。

(6) 申請者等の金融資産（金融資産に対する預貯金及び現金）の合計が次の金額以下であること

単身世帯	504,000円	2人世帯	780,000円
3人世帯以上	1,000,000円		

※ここでいう金融資産には、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まれません。

(7) 国の雇用施策による給付等及び地方自治体等が実施する住居等困窮離職者に対する類似の給付を、申請者等が受けていないこと。

(8) 申請者および申請者と生計を一つにしている同居の親族のいずれもが暴力団でないこと

2 支給額（月額）

以下の額を上限として、賃借する住宅の家賃月額

※共益費・管理費等は支給の対象になりません。

(上限額) 単身世帯	41,000円
2人世帯	49,000円
3人～5人世帯	53,000円
6人世帯	57,000円
7人以上世帯	64,000円

ただし、単身世帯において、月の世帯収入が84,000円を超える場合は、

$$\text{支給月額} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯収入} - 84,000円)$$

となります。なお、家賃額が上限額を超える場合は、上限額で計算します。

3 支給期間

原則として3か月間。ただし、下記の要件を満たしていれば、3か月を限度に2回まで延長することが可能です。

- (1) 住居確保給付金受給中に、誠実かつ熱心な求職活動を行っていたこと
- (2) 世帯の収入・預貯金額が一定額以下であり、引き続き受給要件を満たしている方

4 支給方法

社会援護課から、不動産媒介業者等（不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者）の口座へ振り込みとなります。

5 申請方法

次の(1)～(4)の必要書類を各保健福祉センター社会援護課に持参して申請してください。

(1) 本人確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しのいずれかの書類

(2) 離職関係書類

申請日時時点で、2年以内に離職（自営業廃業を含む）したことが確認できる書類の写し

（離職票等がない場合は、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

(3) 収入関係書類

申請者等のうち、収入がある方について収入額が確認できる書類の写し

(4) 金融資産関係書類

申請者等の、申請日の金融機関の通帳等の写し

※また、住居確保給付金の支給申請を行うためには、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用申込みについて、同意を頂く必要があります。自立相談支援事業の利用申込書についても、各区社会援護課窓口で配布していますので、住居確保給付金担当者にお尋ね下さい。

6 支給条件

- (1) 毎月2回以上、ハローワークで職業相談を受けること
- (2) 毎月4回以上、社会援護課の住居確保給付金担当者（生活困窮者自立支援法で定める相談支援員兼就労支援員）による面接等の支援を受けること
- (3) 原則毎週1回以上、求人先への応募を行う、又は求人先の面接を受けること

※上記(1)～(3)を怠った場合には、住居確保給付金の支給が中止されることがあります。

7 お問い合わせ先

住宅を喪失していて新規に賃貸住宅を賃借する必要がある方は、新規で賃借する住宅が所在する区保健福祉センター社会援護課へ、住宅を喪失するおそれのある方は、現在お住まいの住宅が所在する、区保健福祉センター社会援護課へお問い合わせ下さい。

中央保健福祉センター社会援護第一課 043-221-2147

花見川保健福祉センター社会援護課 043-275-6416

稲毛保健福祉センター社会援護課 043-284-6135

若葉保健福祉センター社会援護第一課 043-233-8148

緑保健福祉センター社会援護課 043-292-8135

美浜保健福祉センター社会援護課 043-270-3148